

## 第2回定例会会議録

令和6年 6月17日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

本日、暑くなることが予想されますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者は、木内産業経済課長から欠席する旨の届出がありました。代理として、荻原産業経済課長補佐の出席を認めます。その他は、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――日程第1 議案第48号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の

一部を改正する条例案について―――

―――日程第2 議案第49号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

―――日程第3 議案第53号 令和6年度御代田町一般会計補正予算案

（第1号）について―――

―――日程第4 議案第54号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

―――日程第5 議案第55号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（荻原謙一君） これより、6月7日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案について、日程に従い各常任委員長から報告を願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第48号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の一部を改正する条例案についてから、日程第5 議案第55号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）についてを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(中山温夫君) 3ページをお開きください。

令和6年6月17日

御代田町議会議長 荻原謙一様

総務福祉文教常任委員長 中山温夫

委員会審査報告書

議案第48号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の一部を改正する条例案について

議案第49号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について

議案第53号 令和6年度御代田町一般会計補正予算案(第1号)について  
(総務福祉文教常任委員会付託分)

議案第54号 令和6年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

議案第55号 令和6年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第53号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

○町民建設経済常任委員長(黒岩 旭君) なし。

○議長(荻原謙一君) 報告事項ないものと認めます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第４８号から第５５号については討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第４８号 御代田町浅間縄文ミュージアム条例の一部を改正する条例案について、議案第４９号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、議案第５３号 令和６年度御代田町一般会計補正予算案（第１号）について、議案第５４号 令和６年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）について、議案第５５号 令和６年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第１号）については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第６ 議案第５０号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について―――

―――日程第７ 議案第５１号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――

―――日程第８ 議案第５２号 御代田町建築協定条例を制定する条例案について―――

―――日程第９ 議案第５６号 令和６年度御代田小沼水道事業会計補正予算案

（第２号）について―――

―――日程第１０ 議案第５７号 令和６年度御代田町下水道事業会計補正予算案

（第１号）について―――

○議長（荻原謙一君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した、日程第６ 議案第５０号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてから、日程第１０ 議案第５７号 令和６年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第１号）についてまでを一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

黒岩 旭町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 黒岩 旭君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(黒岩 旭君) 4ページをお開きください。

令和6年6月17日

御代田町議会議長 荻原謙一様

町民建設経済常任委員長 黒岩 旭

委員会審査報告書

議案第50号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

議案第51号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例案について

議案第52号 御代田町建築協定条例を制定する条例案について

議案第56号 令和6年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第2号)について

議案第57号 令和6年度御代田町下水道事業会計補正予算案(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定  
しましたから、会議規則第77条の規定により報告いたします。

○議長(荻原謙一君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号から議案第57号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第50号 御代田町保育料徴収条例の一部を

改正する条例案について、議案第 5 1 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第 5 2 号 御代田町建築協定条例を制定する条例案について、議案第 5 6 号 令和 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 2 号）について、議案第 5 7 号 令和 6 年度御代田町下水道事業会計補正予算案（第 1 号）については、委員長報告のとおり決しました。

- ――日程第 1 1 陳情第 1 0 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情――  
――日程第 1 2 陳情第 1 1 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情――  
――日程第 1 3 陳情第 1 2 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情――  
――日程第 1 4 陳情第 1 3 号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める陳情――

○議長（荻原謙一君） 日程第 1 1 陳情第 1 0 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情、日程第 1 2 陳情第 1 1 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情、日程第 1 3 陳情第 1 2 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情、日程第 1 4 陳情第 1 3 号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を求める陳情について、総務福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（中山温夫君） それでは、5 ページをお願いします。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第 1 0 号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡

充」を求める陳情

(6月7日の議会において付託)

2. 件 名 陳情第11号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を  
近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求め  
る陳情

(6月7日の議会において付託)

3. 件 名 陳情第13号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定  
を求める陳情

(6月7日の議会において付託)

(2) 不採択とすべきもの

1. 件 名 陳情第12号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回  
を求める陳情

(6月7日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、  
以上報告します。

令和6年6月17日

御代田町議会議長 荻原謙一様

総務福祉文教常任委員長 中山温夫

○議長(荻原謙一君) 陳情第10号を議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。陳情第10号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。こ  
れにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、陳情第10号 「さらなる少人数学級推進と教員

増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第 11 号を議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。陳情第 11 号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、陳情第 11 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第 12 号を議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

内堀綾子議員。

○ 3 番（内堀綾子君） 陳情第 12 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情、不採択とすべきものの中にありますが、この審議内容と採択の内訳、何人、何人お知らせいただきたい。

○ 議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○ 7 番（中山温夫君） それでは、陳情第 12 号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情についての審査の内容と結果を報告します。

説明後、意見及び質疑を受けました。意見としては、デジタル化潮流の中で一時的なものではなく完全撤廃することは賛同しかねる。国の対策案も示されており町の職権で資格確認証が送付されるので、不採択と考えるなどの意見がありました。

意見、質疑終了し、採決いたしました。採決の結果は、マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情について採択することに賛成する者は 1 名

であり、少数であったため不採択と決しました。

以上、陳情第１２号の委員会の報告といたします。

○議長（荻原謙一君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、陳情に賛成の方の発言を許可します。

討論のある方は挙手願います。

内堀綾子議員。

○３番（内堀綾子君） 議席番号３、内堀綾子です。

今、私がここで発言します内容は、今回の議会で提出されましたマイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書について、賛成する意思表示のためです。

現行の健康保険証は残しておいてくださいという陳情に賛成いたします。理由としては、子どもの面からいうと、マイナンバーカードに健康保険証がひもづけられ、健康保険証がない場合、マイナンバーカードを修学旅行中に持参する必要があります。これにつきましては、厚生労働省よりマイナンバーカードを数日間でありますので、内容をPDFにして持ち込むのもOKとのこと。ただ、そのような、今、現行の健康保険証が廃止された不具合がございます。

また、災害時、健康保険証がない場合、現状の健康保険証があれば災害時の電気通信断絶によっても、そのカードで身分の証明もできます。また、個人情報保護については、昨今の新聞ではマイナンバーカードの偽造は５分間でできると新聞にも掲載されておりました。これにつきましては、私は、前回、ある中国籍の方のご自宅からマイナンバーカードの偽造カードが何枚も出てきたことをお伝えいたしました。

また、医療現場においては、現在、マイナンバーカードの導入が進み、確かに便利になっている部分もございます。ただ、現在の健康保険証をお持ちの方もいらっしゃいます。その方々がマイナンバーカード、全てをマイナンバーカードにした場合、使用できるかという点においても疑問があります。

また、高齢者においては、マイナンバーカードに健康保険証がひもづけられた場



合、またスマートフォンにその健康保険証がマイナンバーカードと同じようにひもづけられた場合、使用できるでしょうか。私は、皆様はできる人のみに目を向け、できない部分から目をそらしているように思います。きちんと不具合を正してから次に進むべきです。

私たちは、いずれ高齢になります。その際に健康保険証がない場合、スマートフォン、現在でもスマートフォンをお使いになるときに困りではございませんか。デジタルでこの要旨がどれだか分からないことはございませんか。そのようなときに、健康保険証とマイナンバーカードを一体にしないで、健康保険証はあくまでも健康保険証、マイナンバーカードはマイナンバーカードで取っておいたほうが、私はいいかと思います。現行の健康保険証の存続を求める意見書の採択においては、現行のマイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情書について、賛成をする立場で意見を申させていただきます。

議員の皆様、どうかやさしい高齢者の方、子どもたち、災害時、個人情報保護、医療現場、皆様のことを思い、賛成に同意いただけることを期待いたします。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 次に、陳情に反対の方の発言を許可します。

討論のある方は挙手を願います。

池田るみ議員。

○10番（池田るみ君） 議席番号10番、池田るみです。マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情に反対の立場から討論いたします。

健康保険証の廃止は、2023年6月、マイナンバー法の改正により決定し、法律の公布から1年6か月以内の範囲で具体的な廃止日を政令で定めるとしており、遅くとも2024年12月8日となっております。

しかし、マイナンバーカードを巡るトラブルが相次ぎ、政府は2024年の秋に健康保険証を廃止してマイナンバーカードと一体化させる方針について、当面維持する方向で調整している一方で、国民の不安払拭を図るための対策を検討するとしていました。

そして、昨年8月マイナ保険証関連について、検討会で対応案が求められました。その対応案では、健康保険証の廃止以降、保険証の代わりとなる資格確認証の取扱いについては、従前は、原則、本人の申請に基づき交付するとありましたが、マイ

マイナ保険証を所有していない方、全てに資格確認証を申請によらず交付するとなり、要介護者など要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が厳しい場合は、マイナ保険証を保有していても申請により資格確認証が交付されるなどとなっております。

その後、政府は2023年12月22日、現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止することを盛り込んだ政令を閣議決定し、保険証の新規発行をやめ、マイナンバーカードと健康保険証が一体となったマイナ保険証への移行を促すこととなりました。

陳情では、健康保険証を廃止すると被保険者証を有しない被保険者、無保険者が必ず発生します。無保険者の発生は申請主義で有効期限が1年以内に限定された資格確認証で問題が解消されるどころが矛盾が拡大されるとあります。

私は、本定例会の一般質問で健康保険証の廃止まで6か月ほどとなったことから、マイナ保険証移行へ対応策はどのようなになったのか、今後のスケジュールについて質問をいたしました。健康保険証は、本年12月2日に廃止となりますが、本年7月31日に有効期間が満了の被保険者の方に発行される従来の健康保険証は、有効期間の令和7年7月31日まで、改正法の経過措置として使用ができること、そして、有効期限の7月31日までにマイナ保険証のない方全てに申請をいただくことなく、資格確認証が交付され、引き続き医療が受けられる予定となっていること。また、要介護、高齢者の方など要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合などへの対応として、マイナ保険証を保有していても申請により資格確認証が交付されることなどで進んでいるということでありました。

また、本定例会には、御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第1号）に全額国庫補助金により資格確認証を発行するためのシステム改修委託料が計上され、先ほど可決されました。

これにより12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方が社会保険から国民健康保険になった場合など資格確認証が発行されるための準備が進んでまいります。

従来の健康保険証に比べ、マイナ保険証を持っていない方に資格確認証を発行する費用や事務負担は資格確認証の有効期限については国からは示されていないことからまだ決まってはおりませんが、試算などからも削減となっていくと考えられま

す。

マイナ保険証は医療のデジタル化の第一歩で、マイナ保険証で受診をすれば医療機関や薬局が患者情報を共有でき、最適な医療の提供や薬の重複等への防止にもつながります。

また、医療費が高額となった場合、手続なしで高額療養費の限度を超える支払いが免除となります。そして、患者自身も過去のお薬情報や健康診断の結果をマイナポータルで見ることができたり、医療費控除の申請もできます。マイナ保険証の活用については、救急搬送でも５月２３日より実証事業を神奈川県平塚市など、３消防本部で開始しております。現在、救急搬送時には、救急隊員が患者から服用している薬などを口頭で確認していますが、患者がうまく説明ができない場合などがあります。

この実証事業では、救急隊員が現場で患者の同意を得た場合、マイナ保険証をカードリーダーで読み取り、患者のかかりつけ医や服用している薬など、迅速に把握し、医療機関へ円滑に搬送できるようにするものです。３５都府県の６７消防本部が対象で、県内では長野消防局の他２消防本部が対象となっており、準備が整い次第、開始いたします。そして、実証結果を踏まえ、２０２５年度中に全国展開を目指しております。

このようにマイナ保険証の取組は、医療行政のデジタル化を進めるうえで必要な仕組みであり、マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情には、反対といたします。

議員各位におかれましては、将来を見据えた判断をお願い申し上げます。

○議長（荻原謙一君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより陳情第１２号について採決します。

委員長報告は、不採択であります。

陳情第１２号を採択するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手少数であります。よって、陳情第１２号 マイナンバー制度による健康保険証廃止方針の撤回を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

続いて、陳情第 13 号を議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。陳情第 13 号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、陳情第 13 号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 15 発委第 6 号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第 15 発委第 6 号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

発委案は、お手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） 発委第 6 号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案の趣旨説明を行います。

改正内容は、主に 2 点でございます。

1 点目、公聴会で意見を述べようとする申し出を電子情報処理組織を使用して行えるようにするもの。2 点目、電磁的記録による記録の作成について定めるものとなっております。

この議案については、議会運営委員会が審議により委員会の発委といたします。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより発委案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。発委第6号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、発委第6号 御代田町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

―――日程第16 発委第7号 御代田町議会会議規則の一部を改正する

規則案について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第16 発委第7号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案についてを議題とします。

発委案は、お手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

池田るみ議会運営委員長。

（議会運営委員長 池田るみ君 登壇）

○議会運営委員長（池田るみ君） 発委第7号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案の趣旨説明を行います。

改正内容は、主に3点でございます。

1点目、議会への通知および議会からの通知について、電子情報処理組織による方法で行えるよう定めるもの。2点目、電磁的記録による文書の作成、保存できるように定めるもの。3点目、議場への写真機、録音機の持ち込みの規則を緩和するものとなっております。

この議案については、議会運営委員会が審議により委員会の発委といたします。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより発委案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。発委第7号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、発委第7号 御代田町議会会議規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決しました。

―――日程第17 閉会中の継続調査の件について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第17 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

―――日程第18 意見書案第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第18 意見書案第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（中山温夫君） それでは、22ページをお願いします。

意見書案第7号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・  
「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年6月17日

御代田町議会議長 荻原謙一様

提出者 総務福祉文教常任委員長 中山温夫

「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

2025年度から小学校の35人学級となりますが、中学校を含めさらなる学級定員の引き下げが望まれます。

学校現場は、膨大な業務量に加え、一人ひとりの子どもに寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況となっています。豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠となります。

また、2006年に義務教育費の国庫負担が2分の1から3分の1になりました。厳しい財政状況の中、どの子にも行き届いた教育をするため、教育の機会均等と水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育国庫負担の負担率を2分の1に復元することが必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荻原謙一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。意見案第7号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、意見書案第7号「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書（案）は、原案のとおり決しました。

――日程第19 意見書案第8号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等

支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書（案）について――

○議長（荻原謙一君） 日程第19 意見書案第8号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書（案）についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（中山温夫君） 24ページをお願いします。

意見書案第8号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年6月17日

御代田町議会議長 荻原謙一様

提出者 総務福祉文教常任委員長 中山温夫

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

へき地手当の月額、は、文部科学省令で定める基準に参酌して条例で定めるとして



います。原資は上記の基準に基づいて、国から県に交付されており、近隣県では文部科学省より定める率に準拠して支給しています。しかしながら、長野県は2006年度より大幅な減額を行い、現在では地域手当の一律1.7%分を加えると基準の3分の1となっています。へき地手当支給率が全国最低水準になることは人材確保の面で大きなマイナス要因であり、本県の教育水準の維持、及び地方自治体の将来の担い手の育成に大きな影響を与えることにもなりかねません。

教職員の人材確保、児童生徒の教育の機会均等、教育条件整備等の諸観点から、へき地手当支給率を近隣県並みにすることが必要です。

以上のことから、本意見書を提出する次第であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荻原謙一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。意見案第8号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荻原謙一君） 挙手多数であります。よって、意見書案第8号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を求める意見書（案）は、原案のとおり決しました。

―――日程第20 意見書案第9号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの

再改定を求める意見書（案）について―――

○議長（荻原謙一君） 日程第20 意見書案第9号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める意見書（案）についてを議題とします。

意見書案は、お手元に配付しましたとおりです。

本案について、趣旨説明を求めます。

中山温夫総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 中山温夫君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(中山温夫君) 26ページをお願いします。

意見書案第9号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める意見書(案)

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年6月17日

御代田町議会議長 荻原謙一様

提出者 総務福祉文教常任委員長 中山温夫

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める意見書(案)趣旨説明を行います。

訪問介護の基本報酬が4月から引き下げとなっており、小規模、零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。訪問介護の利益率が高いということで引き下げられたが、これは、効率のよい集合住宅併設型や都市部の大手事業所が平均値を引き上げているためである。ヘルパーの給与は、全産業平均を月額約6万円下回っており、介護人材の確保がますます困難になるため、訪問介護費の引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことが必要である。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(荻原謙一君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。意見書案第9号は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、意見書案第 9 号 訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を求める意見書（案）は、原案のとおり決しました。

ただいま、町長から議案 2 件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び 2 とし、議題にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 58 号及び議案第 59 を追加日程第 1 及び 2 とし、議題にすることに決しました。

――追加日程第 1 議案第 58 号 御影用水及び湧玉用水の管理に関する事務等の

委託に関する規約の制定について――

○議長（荻原謙一君） 追加日程第 1 議案第 58 号 御影用水及び湧玉用水の管理に関する事務等の委託に関する規約の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原産業経済課長補佐。

（産業経済課長補佐 荻原武司君 登壇）

○産業経済課長補佐（荻原武司君） 追加議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 58 号 御影用水及び湧玉用水の管理に関する事務等の委託に関する規約の制定について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、別紙のとおり規約を定め、御影用水及び湧玉用水の管理に関する事務等を小諸市に委託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和 6 年 6 月 17 日提出

御代田町長 小園拓志

6 月 14 日開催の議会全員協議会の折にもご説明しましたが、本規約は、御影用水及び湧玉用水の管理に関する事務等を小諸市に委託することについて地方自治法第 252 条の 14 及び 15 の規定により必要な事項を定めるものです。

同法第 252 条の 14 及び 15 は、地方公共団体が事務の委任をする場合、委託側、受託側、双方の議会の議決を経て規約を定め事務を委任した旨、及びその規約を告示するとともに、県知事に届け出ることを規定しています。

御影用水及び湧玉用水は、江戸時代の開削以来、小諸市が水利権を有し、一貫して小諸市が維持管理など業務を実施しています。しかし、地方分権一括法により、かつて国有地であった水路敷地がそれぞれ地元自治体に払い下げられたことを機に、御代田町及び軽井沢町において、未接道地の発生や無断占用、占用料が徴収できないなど不都合が生じています。

今まで小諸市が慣行により実施してきた御影用水及び湧玉用水の維持管理などの事務について、改めて規約を定めて明文化し、事務委託することにより、小諸市が用水に関して適切な指導が可能となり、未接道地の解消、無断占用の解消並びに占用料金の徴収につながります。

委託内容は、御影用水及び湧玉用水の占用申請の許認可、占用料金徴収及び維持管理業務です。規約の内容は、委託事務の範囲、管理及び執行の方法、経費の負担などを定めています。附則として、この規約は令和6年8月1日から施行します。

議案書の2ページと3ページは、規約の制定文を、4ページに御影用水の箇所図、5ページと6ページに湧玉用水の箇所図を掲載してございます。

説明は以上です。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第58号 御影用水及び湧玉用水の管理に関する事務等の委託に関する規約の制定については、原案のとおり決しました。

―――追加日程第2 議案第59号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託の

廃止について―――

○議長（荻原謙一君） 追加日程第２ 議案第５９号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 追加議案書の８ページをお開きください。

議案第５９号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託の廃止について

地方自治法第２５２条の１４第２項の規定により、令和６年１０月３１日をもって南牧村と御代田町の戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託を廃止することについて、議会の議決を求めます。

令和６年６月１７日提出

御代田町長 小園拓志

本案は、戸籍情報システムの標準化に向けたシステムのリプレイスにあわせた佐久地域定住自立圏を構成する１２市町村による戸籍情報システムの共同利用の廃止に伴い、現在の戸籍情報システム契約が本年１０月３１日で終了するため、同日をもって南牧村と御代田町の戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託を廃止するものです。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第５９号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第５９号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務委託の廃止については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。  
これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長（荻原謙一君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 令和6年第2回御代田町議会定例会の閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、全ての議案について、原案どおりお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

町建築協定条例の制定については、町の良好な住居環境を守る意味で大変意義深いものと受け止めております。町内の各署で議論が深まることに期待申し上げたいと思います。

来年度、開業予定の新しい民間認可保育園の建設費に関する補助により、町では令和4年度開設の未満児保育園2園、本年4月開園の民間認可保育園に次ぐ開設ができることになりました。保育需要の増大に伴うものでありまして、今後、子育て施策をどのように展開していくか、さらに熟慮してまいりたいと思います。

7月27日の信州・御代田龍神まつりは、今議会でもお話してきたとおり、第50回の記念大会となります。混雑緩和など、安定した運営を目指し、いくつかの工夫を予定しております。

より多くの町民の皆様が楽しめるように、年々祭りを進化させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしつつ、ぜひとも会場にお越しください。

少し前まで暖房をつけたくなるほど冷える日があったと思えば、ここ数日は一気に暑くなってきており、夏が間近であることをいやでも感じるころであります。

議員の皆様、町民の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛のうえ、夏を乗り越えていただければ幸いです。

以上です。ありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（荻原謙一君）　これにて、令和６年第２回御代田町議会定例会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉　会　午前１１時０３分